

## 役務請負単価契約書

1. 件 名 令和8年度一般定期健康診断等業務（滋賀県拠点外4カ所）（単価契約）  
2. 種類及び規格 別紙仕様書のとおり  
3. 履行場所 近畿農政局滋賀県拠点外4カ所又は受注者の医療施設、提携する医療機関  
4. 履行期限 発注の都度指示  
5. 契約期間 契約締結日から令和9年3月12日まで  
6. 契約単価 末尾記載の項目別単価表のとおり  
7. 契約保証金 免 除  
8. 特約事項 な し

上記の役務について 支出負担行為担当官 近畿農政局長  
(以下「発注者」という。) と  
(以下「受注者」という。)との間に上記各項及び次の契約条項により役務請負単価契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。  
この契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

住 所 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町  
発注者 氏 名 支出負担行為担当官  
近畿農政局長

住 所  
受注者 氏 名

## 契 約 条 項

第1条 発注者又は発注者の指定した職員は、規格、数量、履行期日、その他必要な事項を記載した発注書を発行し、これを受注者に交付して役務の履行を指示するものとする。

2 受注者は、前項に定める発注書の交付を受けた場合は、当該発注書に従い、頭書の役務を頭書の契約単価をもって確実に履行しなければならない。

3 この契約による契約単価の有効期間は、頭書の契約期間とする。

第2条 受注者は、天災その他やむを得ない理由により、発注書に定める期日内に役務の履行ができない場合は、発注者に対し、遅延する理由及び役務履行期日等を明らかにした書面を提出して、履行期日の延長の承認を受けなければならない。

第3条 発注者は、受注者がその責に帰する理由により発注書に定める期日内に役務の履行が完了しなかった場合は、前条に定める承認の有無にかかわらず、受注者に対し遅滞金を請求することができるものとする。ただし、当該遅延が天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合は、この限りでない。

2 前項に係る遅滞金は、履行期日の翌日から起算して役務完了の日までの日数に応じて、当該発注により算出した額（税込み）に民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額とする。

3 第1項に定める遅滞金の請求は、発注者が第11条に定めるこの契約を解除した場合における違約金の請求を妨げない。

第4条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。ただし、再委託が出来る業務は、原則として契約金額に占める再委託又は再請負金額の割合（「再委託比率」という。以下同じ。）が50パーセント以内の業務とする。

3 受注者は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を発注者に提出しなければならない。

ただし、本請負事業の仕様書において上記内容が記載されている場合にあっては、発注者の承認を得たものとみなす。

4 受注者は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

5 受注者は、この請負事業達成のため、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の氏

名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに発注者に届け出なければならない。

- 6 受注者は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第4項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、発注者に届け出なければならない。
- 7 発注者は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、受注者に対し必要な報告を求めることができる。
- 8 再委託する業務が請負業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項の規定は、適用しない。

**第5条** 受注者は第1条第2項の定めにより履行を完了した後は、発注者に報告し、発注者が命じた検査のための職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

**第6条** 検査職員は、履行完了の都度、当該役務について検査を行うものとする。

- 2 受注者又は、受注者の使用者は、検査に立ち会い、検査職員の指示に従って、役務の検査に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前項の場合において、受注者又は、受注者の使用者が検査に立ち会わない場合は、検査職員は受注者の欠席のまま検査を行うことができる。この場合において、受注者は、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 検査職員は、役務の全部又は一部について、不適当な個所を発見した場合は、受注者に対し正当な役務の提供を請求することができる。この場合、受注者は、ただちに正当な役務を提供し、検査職員の再検査を受けなければならない。
- 5 検査に要する費用は、全て受注者の負担とする。

**第7条** 受注者は、役務の履行を完了し、検査職員の検査に合格した場合は、履行完了した数量に頭書に定める契約単価を乗じて得た金額を、所定の手続きにより発注者に請求することができる。

ただし、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額をもって請求金額とする。

**第8条** 発注者は、受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に請求額を受注者に支払うものとする。ただし、受理した受注者の支払請求書が不適当のため受注者に返送した場合は、発注者が返送した日から受注者の適法な支払請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間内に算入しないものとする。

**第9条** 受注者は、発注者が約定期間内に請求金額を支払わない場合は、発注者に対し、遅延利息を請求することができる。

- 2 前項に定める遅延利息は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額とする。

ただし、遅延利息の額が100円未満である場合及び100円未満の端数がある場合は、発注者は、前項の定めにかかわらず遅延利息を支払うことを要しないものとする。

3 支払遅延が、天災その他やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、また遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

**第10条** 発注者は発注者の必要により、この契約の全部又は一部について解除することができるものとする。

**第11条** 発注者は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者が損害を被ることがあっても、発注者は、その責を負わないものとする。

- 一 天災その他、受注者の責に帰すことのできない理由により受注者が解約を申し出て、発注者が承認した場合。
- 二 受注者がこの契約に違反し、又は違反する恐れがあると認められる場合。
- 三 受注者が正当な理由がなく、契約上の義務を履行せず又は、履行する見込みがないと認められる場合。
- 四 受注者が破産の宣告を受けたとき、又はその恐れがあると認められる場合。
- 五 この契約の履行に当たり、受注者又は、受注者の使用者に不正の行為があった場合。
- 六 受注者又は受注者の使用者が、第5条に定める検査職員の検査を妨げた場合。
- 七 前各号に掲げる理由以外の理由により、受注者が解約を申し出た場合。

**第12条** 発注者は前条第1号に定める理由により、この契約を解除する場合は、受注者に対し違約金を請求しないものとする。

2 発注者は、前条第2号から第7号までに掲げる理由により、この契約を解除する場合は、違約金として、契約期間中に必要とする数量に契約単価を乗じて得た額の100分の10に相当する額を受注者に対し請求することができる。

**第13条** 受注者は書面による承認を得ないで、この契約により生ずる権利及び義務を、第三者に譲渡し若しくは承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

3 発注者に係る組織の変更、廃止等により、この契約により生ずる権利又は義務の一部又は全部を他の機関に承継させる必要が生じた場合は、発注者は受注者に対し通知を行う事で、この契約に定めるものと同一の条件により当該他の機関に承継させることができるものとする。

4 前項の場合において、発注者は受注者に対し、権利又は義務を承継させる者の官職及び氏名、権利又は義務が移転する期日、その他権利又は義務の円滑な承継に必要な事項を書面により通知しなければならない。

第14条 受注者は、この契約により知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

2 受注者は、この契約に関する資料を転写し、または第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

第15条 法令の制定又は、改廃による統制額の設定若しくは改定又は、予期することができない理由に基づく経済情勢の激変等により頭書に定める契約単価が著しく不適当であると認められる場合は、発注者、受注者協議して変更することができるものとする。

第16条 この契約により、発注者が受注者から取得すべき遅滞金及び違約金等がある場合は、発注者は、その選択により受注者に対し支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収することができるものとする。

第17条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - 二 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

第18条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

- 二 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- 三 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- 二 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 三 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第19条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第20条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

第21条 受注者は、第19条の各号及び前条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

第22条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第23条 発注者は、第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第24条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

第25条 発注者、受注者は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行に当たり、発注者、受注者間に紛争が生じた場合及びこの契約に定めのない事項については、発注者、受注者協議して定めるものとする。

単価表

項目	内容	税込単価(10%)
一般健康診断	内科診察	問診、視診、聴打診
	一般理学検査	身長、体重、腹囲、視力検査、肥満度(BMI)
	血圧測定	
	聴力検査	1000Hz・30dB、4000Hz・40dB
	胸部X線検査	直接又は間接撮影 肺がん・結核
	尿検査	蛋白、糖、潜血
	心電図検査	12誘導
	貧血検査	赤血球数、白血球数、血色素量、ヘマトクリット値
	血糖検査	血糖、ヘモグロビンA1c、尿酸、クレアチニン
	血中脂質検査	LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪
	肝機能検査	GOT、GPT、γ-GTP
	胃部X線検査	直接又は間接撮影 造影剤(バリウム)使用撮影 1人8枚
情報機器作業従事職員の特定健康診断	大腸がん検査	便潜血反応 2日法
	肺がん検査	喀痰細胞診
	診察、自覚症状の有無の調査、眼科学的検査、筋骨格系に関する検査	
自動車運転手の特別健康診断	診察、自覚症状等の検査、眼の検査、聴器の検査、平衡機能の検査、胃腸の検査、血圧の測定、上肢・頸部及び腰部の機能検査	
出張費その他		